

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 条 例

○ 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ○ 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	（企業局水道経営課） （人事課）	一 二
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（警察本部交通規制課）	二
○ 宮城県県税条例等の一部を改正する条例	（税 務 課）	三
○ 県税減免条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	五
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	五
○ 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	六
○ 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	六
○ 産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	六
○ 復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	七
○ 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	八
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	（デジタルみやぎ推進課）	八
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（子ども・家庭支援課）	一一

## 条 例

○ 県営住宅条例の一部を改正する条例

（住宅課） 一一

宮城県の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○ 宮城県条例第五十二号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。  
第十九条第三項ただし書中「次条」を「第三十条」に改める。

第二十二条を第三十二条とし、第二十一条を第三十一条とし、第二十条を第三十条とし、第十九条の次に次の十条を加える。

（利用料金等の減免）

第二十条 運営権者は、次の各号の一に該当するときは、利用料金又はこれに係る遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 災害その他やむを得ない事情により給水の制限又は停止をしたとき。
- 二 公益上の理由その他特別の事情により運営権者が必要と認めるとき。

（経営審査委員会の設置）

第二十一条 管理者の諮問に応じ、運営権者の行う業務の運営について調査審議するため、宮城県企業局経営審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 第十七条に規定する基準への適合に関する事項
- 二 利用料金の額の改定に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

（組織等）

第二十三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、前条に規定する事項に関し優れた識見を有する者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第二十四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。  
(委員長及び副委員長)

第二十五条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第二十七条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(議会への報告等)

第二十九条 管理者は、毎年度、運営権者が行う業務の運営の状況その他必要な事項を議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六

十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県企業局経営審査委員会の委員及び臨時委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
------------------------	---------	---------	---	---

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十三号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
第六条を次のように改める。

第六條を次のように改める。

(学校運営協議会の委員の報酬)

第六條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七條の五第二項に規定する学校運営協議会の委員(以下単に「学校運営協議会の委員」という。)に対し

ては、年額で定める額の報酬を支給することとし、その額は、一万円とする。

2 学校運営協議会の委員の報酬の支給については、任命権者が知事と協議して別に定めるものほか、一般職の職員の給料支給の例による。

3 第二條第二項の規定は、一般職の職員が学校運営協議会の委員になった場合について準用する。

第八條の次に次の一条を加える。

(学校運営協議会の委員の費用弁償)

第九條 学校運営協議会の委員に支給する費用弁償の額は、任命権者が定めるものとし、その支給については、一般職の職員の旅費支給の例による。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」の下に「当該歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該歩行者用青信号の表示が継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

宮城県条例等の一部を改正する条例

（宮城県条例の一部改正）

第一条 宮城県条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第五項中「第九条の九の六第一項」を「第九条の九の五第一項」に、「第九条の九の六第二項」を「第九条の九の五第二項」に、「第九条の九の六第三項」を「第九条の九の五第三項」に改める。

第三十二条の七第二項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第三十八条第一項第三号中「及び同法」を「同法」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（第四十一条及び附則第十条の二において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第四十一条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改

める。

第七十四条第二項中「であつて、県税事務所長の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第七十四条の二から第七十四条の四までを次のように改める。  
第七十四条の二から第七十四条の四まで 削除

第七十四条の五中「電磁的記録等に係る承認済帳簿に」を「第七十四条第二項に規定する規則で定めるところに従つて保存が行われている帳簿に」に、「電磁的記録等に係る承認済帳簿と」を「帳簿と」に改める。

第二百二条の十七第三項中「同項の承認を受けた者が法第七百四十八条第一項の承認を受けている場合にあつては、当該承認に係る電磁的記録」を「法施行規則第二十五条第一項又は第二十六条第一項に規定するところから従つて備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録等」に改める。

第二百二条の二十中「元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が法第七百四十八条第一項の承認を受けている場合にあつては、当該承認に係る電磁的記録」を「法施行規則第二十五条第一項又は第二十六条第一項に規定するところから従つて備付け及び保存が行われている帳簿に係る電磁的記録等」に改める。

第二百二条の八第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第二百八条の四中「情報通信技術利用条例第三条第一項」を「情報通信技術活用条例第六条第一項」に改める。

附則第四条の三第一項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この条において同じ。）」を加える。

附則第十条第五項中「に会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加え、「規定する金額」を「規定する収入金額」に改め、同条第六項中「一般送配電事業者が」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加え、同条に次の一項を加える。

7 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつ

て、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして法施行規則附則第二条の十に規定するものを行う場合における第三十九条第一項第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から令附則第六条の第二項に規定する収入金額を控除した金額による。

附則第十条の二第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

附則第十一条第六項中「第二条第十項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第四十七号）附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第四十七号）附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第六号に掲げる規定による改正前の宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十条第六項中「一般送配電事業者が、」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が」に改め、「場合」の下に「又は同法第二条第一項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加える。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（令和二年宮城県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち、宮城県県税条例附則第七条の三第一項の改正規定中「第三十五項」に「の下に」

「法人税割額から」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に「を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項）を「第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項）」に、「同条第四十二項」を「同条第五十項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中宮城県県税条例附則第十条第五項の改正規定及び第三条の規定 公布の日
- 二 第一条中宮城県県税条例第四百四条の八第三項及び第八百八条の四の改正規定 令和三年九月一日
- 三 第一条中宮城県県税条例第三十二条の七第二項、第七十四条第二項、第七十四条の二から第七十四条の五まで、第二百二条の十七第三項及び第二百二条の二十の改正規定並びに附則第二項、第七項及び第八項の規定 令和四年一月一日
- 四 第一条中宮城県県税条例附則第四条の三第一項の改正規定及び附則第三項の規定 令和六年一月一日

五 第一条中宮城県県税条例附則第十一条第六項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第三十二条の七第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

3 新条例附則第四条の三第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十条第七項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

6 第二条の規定による改正後の宮城県条例の一部を改正する条例附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第六号に掲げる規定による改正前の宮城県条例の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)

7 新条例第七十四条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる同項に規定する帳簿について適用する。

8 新条例第二百二条の十七第三項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する同項に規定する帳簿について適用し、新条例第二百二条の二十の規定は、同日以後に備付けを開始する同条に規定する帳簿について適用する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の四第二項第一号中「の自動車」の下に「(第三号及び第四号に規定するものを除く。次号において同じ。)」を加え、同項に次の二号を加える。

- 三 県税条例附則第十二条の二第一項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第十一条の十二第一項に規定する初回新規登録を受けた自動車(県税条例附則第十二条第四項に規定する自家用乗用車等を除く。次号において同じ。)であつて、自動車税の種別割の税率が県税条例附則第十二条の二第二項第一号二に定める額(県税条例附則第十二条第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、県税条例附則第十二条の二第二項の規定による読替え後の同条第一項第一号二に定める額。次号において同じ。)以下のもの 当該自動車税の種別割の税率に相当する金額

四 県税条例附則第十二条の二第一項に規定する特定日の前日までに県税条例附則第十一条の十二第一項に規定する初回新規登録を受けた自動車であつて、自動車税の種別割の税率が県税条例附則第十二条の二第二項第一号二に定める額を超えるもの 同号二に定める額に相当する金額  
第八条の二中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

第九条第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改める。  
附則第十三項及び第二十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第十三項及び第二十四項の規定は、令和三年四月一日から適用する。ただし、第九条第一項の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和四十五年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)に、「基づき」を「より」に改める。

第二条中「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)を「法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域(以下単に「産業振興促進区域」という。)内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和三年総務省令第三十一号)に、「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「新設し、又は増設した」を「取得等(同号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした」に改める。

第三条中「畜産業」を「産業振興促進区域内において畜産業」に改める。  
第六条第一項第三号中「新設し、又は増設した」を「取得等をした」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第一条から第五条までの規定は、令和三年四月一日から適用する。  
(経過措置)

2 旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項の規定により公示され

た過疎地域の市町村の区域内において令和三年三月三十一日以前に、改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、旧条例第三条に規定する畜産業又は水産業を行う個人に係る事業税、旧条例第四条第一項に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地を取得した者に係る不動産取得税及び旧条例第五条に規定する特別償却設備である償却資産を取得した者に係る固定資産税の免除については、なお従前の例による。

3 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成六年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第一条、第四条及び第五条の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成十四年宮城県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「内閣総理大臣の」を削り、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第一号中「附則第十条の二若しくは第十条の二の二」を「第四十一条（附則第十条の二の二の規定の適用を受ける場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは附則第十条の二」に改め、同条第二号及び第三号中「附則第十条の二若しくは第十条の二の二」を「第四十一条若しくは附則第十条の二」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条から第四条までの規定は、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。  
第十六条第二項中「であって、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」

を「当該」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に保存が行われる同項に規定する帳簿について適用する。

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例(平成二十四年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

第一条中「復興産業集積区域」を「法第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域(以下単に「特定復興産業集積区域」という。)の区域」に改め、「及び不均一課税(以下「課税免除等」という。)」を削る。

第二条の見出し中「免除等」を「免除」に改め、同条第一項中「法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村(以下「雇用等被害地域市町村」という。)」を「特定復興産業集積区域」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第三条の見出し中「免除等」を「免除」に改め、同条第一項中「雇用等被害地域市町村」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条の見出し中「免除等」を「免除」に改め、同条第一項中「雇用等被害地域市町村」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「課税免除等」を「免除」に改め、同条中「課税免除等の適用」を「免除」に改める。

第六条の見出し中「課税免除等」を「免除」に改め、同条中「課税免除等の処分」を「免除の処分」に、「課税免除等の適用」を「免除」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第二条から第四条までの規定は、令和三年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条の規定は、特定復興産業集積区域(新条例第一条に規定する特定復興産業集積区域をいう。次項及び第四項において同じ。)の区域内において令和三年四月一日以後に新設し、又は増設した新対象施設等(新条例第二条に規定する対象施設等をいう。以下同じ。)をその用に供した事業に対して課すべき事業税について適用し、旧復興産業集積区域(改正前の復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例(以下「旧条例」という。)第一条に規定する復興産業集積区域をいう。次項及び第四項において同じ。)の区域内において同日前に新設し、又は増設した旧対象施設等(旧条例第二条第一項に規定する対象施設等をいう。以下同じ。)をその用に供した事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

3 新条例第三条の規定は、特定復興産業集積区域の区域内における令和三年四月一日以後の新対象施設等である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、旧復興産業集積区域の区域内における同日前の旧対象施設等である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第四条の規定は、特定復興産業集積区域の区域内における令和三年四月一日以後に取得した新対象施設等である大規模の償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、旧復興産業集積区域の区域内における同日前に取得した旧対象施設等である大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号。以下「復興庁設置法等改正法」という。)第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号。以下「旧復興特区法」という。)第三十七条第一項又は第三十九条第一項の規定により令和三年四月一日前に旧認定地方公共団体(旧復興特区法第四条第一項に規定する復興推進計画(以下「旧復興推進計画」という。))につき旧復興特区法第四条第九項の認定(旧復興特区法第六条第一項の変更の認定及び復興庁設置法等改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧復興特区法第六条第一項の変更の認定を含む。以下「旧認定」という。)

を受けた地方公共団体をいう。以下同じ。の指定を受けた個人事業者又は法人が、同日から令和六年三月三十一日までの間に、当該旧認定地方公共団体の作成した当該旧認定を受けた旧復興推進計画に定められた旧復興特区法第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（特定復興産業集積区域（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第一項又は第十条の五第一項に規定する特定復興産業集積区域をいう。）に該当する区域を除く。以下「旧復興産業集積区域」という。）内において旧産業集積事業（旧復興特区法第二条第三項第二号イに掲げる事業（所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十条第一項の表の第一号の第三欄に規定する事業に準ずるものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）第十二条の二第一項に規定するものを含む。）をいう。）又は旧建築物整備事業（旧復興特区法第二条第三項第二号ロに掲げる事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設若しくは設備（旧建築物整備事業にあつては旧震災特例法第十条の表の第一号の第四欄、第十七条の二第二項の表の第一号の第四欄又は第二十五条の二第二項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定める要件を満たす建物の附属設備とし、やむを得ない事情によりこれらの項に規定する指定期間内に、新設し、又は増設して、これらの事業の用に供することができなかったものとして東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十七号）附則第二条で定めるものに限る。以下「旧特定機械装置等」という。）又は旧開発研究用資産（旧開発研究（旧震災特例法第十条の五第一項に規定する開発研究をいう。）の用に供される減価償却資産のうち旧震災特例法第十条の五第一項に規定する産業集積の形成に資するものとして政令で定めるもの（やむを得ない事情により令和三年三月三十一日まで

に、新設又は増設をして、開発研究の用に供することができなかったものとして同省令附則第三条で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設し、これを当該旧復興産業集積区域内においてこれらの事業の用に供した場合における旧特定機械装置等又は旧開発研究用資産をその用に供した事業に対して課する事業税、旧特定機械装置等又は旧開発研究用資産である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税及び旧特定機械装置等又は旧開発研究用資産である大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、旧条例第二条から第六条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なおその効力を有する。

6 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合に

おいては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年七月十二日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号  
被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例（平成二十八年宮城県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「改正前の東日本大震災復興特別区域法」の下に「（以下「旧特区法」という。）」を加え、「作成した東日本大震災復興特別区域法」を「作成した旧特区法」に改める。

附 則  
（施行期日等）  
1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定は、令和三年四月一日から適用する。  
（経過措置）  
2 新条例第二条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者に係る新条例第三条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年七月十二日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号  
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例



行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年宮城県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに県内の社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条第二号を次のように改める。

二 県の機関等 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法第二編第七章に基づき置かれる県の執行機関、公営企業の設置等に関する条例（昭和四十九年宮城県条例第八号）第五条第一項に規定する管理者、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十六条第一項の規定に基づき置かれる県警察又はこれらに置かれる機関ロ イに掲げる機関の職員であつて法律、法律に基づく命令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ハ 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ニ 宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社又は宮城県土地開発公社

第二条第三号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第六号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第七号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関

が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第八条を第十三条とする。

第七条中「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「申請等」を「当該県の機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第十二条とする。

第六条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（添付書面等の省略）

第十条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十一条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第五条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を

書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条を第八条とする。

第四条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の下に「規則で定める」を加え、「(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。)」とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項中「県の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の下に「規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「いう。」を使用して行わせる」を「いう。以下同じ。）」を使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」

に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。 第十条において同じ。)」の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

(情報化推進計画)

第三条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関(第二条第二号イ及びロに掲げるものをいう。以下同じ。)の情報システム(次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。)の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画(以下「情報化推進計画」という。)を定めなければならない。

2 情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報通信技術を活用した行政の推進に関する理念及び基本的な方針

三 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

3 知事は、情報化推進計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、情報化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、情報化推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。  
（県の機関による情報システムの整備等）

第四条 県の機関は、情報化推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第三項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。

2 県の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 県の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムの整備等に係る手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うものとする。

4 第二条第二号ハ及びニに掲げる者は、前三項の規定に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（市町村との連携）

第五条 県の機関等は、情報化推進計画に従って、市町村との連携及び協力により、情報通信技術を活用した行政の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「新条例」という。）第六条及び第七条の規定は、施行日以後に行われる申請等（新条例第二条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、施行日以前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等は、新条例第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

4 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年宮城県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項ただし書中「児童四十人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「前項各号に掲げる施設又は場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める従業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。  
附則第七項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。